

選 挙 運 動 用 自 動 車 運 転 手 雇 用 契 約 書

雇用人を甲とし、被雇用人を乙として、甲乙両当事者間において、令和7年6月15日執行の西尾市長選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

- 1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により西尾市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を西尾市長に対し請求するものとする。
- 2 運転手の雇用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 3 報酬の額は、1日につき金 円とし、総額金 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 雇用人 住所

氏名 印

(乙) 被雇用人	住所	
	氏名	印

備考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても、この契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運転手（被雇用人）が西尾市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。